

令和 8 年 8 月から 高額療養費制度が 見直されます

高額療養費 制度とは

医療機関に支払ったひと月の額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決められています。

公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

高額療養費制度の上限額

※高額療養費制度の見直しは令和 8 年度と令和 9 年度の 2 段階に分けて実施します。

令和 9 年 8 月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	～令和 8 年 7 月		令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月		
70 歳未満	70 歳以上		月額上限 〈多数回該当（※ 3）〉	外来特例（※ 4） 月額上限 【年間上限】	月額上限 〈多数回該当（※ 3）〉	外来特例（※ 4） 月額上限 【年間上限】	年間上限 （新設）
区分ア	現役並みⅢ	約 1,160 万円～	252,600 円 +1% 〈140,100 円〉	—	270,300 円 +1% 〈140,100 円〉	—	168 万円
区分イ	現役並みⅡ	約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円 +1% 〈93,000 円〉	—	179,100 円 +1% 〈93,000 円〉	—	111 万円
区分ウ	現役並みⅠ	約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円 +1% 〈44,400 円〉	—	85,800 円 +1% 〈44,400 円〉	—	53 万円
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約 370 万円	57,600 円 〈44,400 円〉	18,000 円 【144,000 円】	61,500 円 〈44,400 円（※ 1）〉	22,000 円 【216,000 円】	53 万円 （※ 2）
区分オ	—	住民税非課税	35,400 円 〈24,600 円〉	—	36,900 円 〈24,600 円〉	—	29 万円
—	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税	24,600 円	8,000 円 【—】	25,700 円 〈24,600 円〉	11,000 円 【96,000 円】	29 万円
—	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約 80 万円以下等）	15,000 円	8,000 円 【—】	15,700 円	8,000 円 【—】	18 万円

※ 1 年収約 200 万円未満である者は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400 円→34,500 円）。

※ 2 年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

※ 3 多数回該当の金額は、直近 12 カ月間に 3 回以上高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です（据え置き）。

※ 4 外来特例の対象は 70 歳以上の方のみ。

今回の見直しに関するご質問は、厚生労働省コールセンターへご連絡下さい。

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-617-111

わたしの夢、語ります

上村 ^{よしかず} 佳和 さん 美浜中央小学校 6年（河原市）

ぼくの料理でみんなを笑顔に

僕の夢は洋食のシェフになることです。きっかけは小学 3 年生の頃、料理動画を見て「自分も作ってみたい」と思うようになり、料理に挑戦しようと思ったからです。

今まで作った中で一番心に残っている料理は、オムライスです。卵をうまく焼くことができず、悔しい思いをしましたが、僕が作ったオムライスを食べた家族からおいしいという言葉をもらいました。料理で人を笑顔にできることがとても嬉しくて、将来は洋食のシェフになりたいと思うようになりました。

中学生になったら、さまざまな料理に挑戦して腕を磨き、いずれは自分のお店を開きたいです。そして、僕が作った料理でお客さんを笑顔にし、また来たいと思ってもらえるようなお店を目指して頑張ります。



CONTENTS 目次 広報みはま2026年8月号

- 2 わたしの夢、語ります／表紙の写真／目次
- 3 令和8年8月から高額療養費制度が見直されます
- 4 国民健康保険税の税率等が変わります
- 6 寄り添い、支える 更生保護を知ろう
- 8 まちウォッチング
浜開き式／弁天祭 他
- 10 まちのニュース
人権擁護委員に感謝状の贈呈と委嘱状を伝達 他
- 11 美浜町職員募集
- 12 情報BOX
第39回美浜町民レガッタ 参加クルー募集! 他
- 18 犯罪被害者等支援について
- 19 美浜発電所の状況について
- 22 みはまのまなび通信 Vol.14
- 23 観光シリーズ Vol.4
- 24 すこやか放送局
- 25 ふるさと昔よもやま話171／文芸欄
- 26 ハートフル広場
はじめてバスデー／町人さん／慶弔／人口の動き／広報クイズ
- 28 くらしのカレンダー

－表紙の写真－



7月11日、12日に久々子区で行われた弁天祭です。

水しぶきが上がれば上がるほど神様が喜ぶと言われており、船上で若い衆が相撲を取る等して海に飛び込んでいました。

水しぶきが上がるたび歓声が沸き起こり、にぎわいを見せていました。（関連第9頁）

令和 8 年度 国民健康保険税率

※赤字は改正後

区分		税率・税額			課税限度額
		所得割	均等割	平等割	
全被保険者	医療保険分	6.51%	27,400 円	26,000 円	67 万円
	後期高齢者 支援金分	1.81%	8,400 円	7,000 円	26 万円
40 歳以上 65 歳未満	介護保険分	1.80%	8,500 円	5,000 円	17 万円
全被保険者	子ども・子育て 支援納付金分 (新設)	0.15%	650 円 ※ 18 歳以上 50 円加算 ※ 18 歳未満は全額軽減	400 円	3 万円
合計		10.27%	44,950 円	38,400 円	113 万円

国民健康保険税の軽減制度

※赤字は改正後

低所得世帯に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、前年中における世帯の所得金額の合計が一定基準額以下の世帯は、「均等割」と「平等割」が軽減されます。

⚠ 軽減制度利用の申請は不要ですが、同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、軽減制度が適用されません。そのため、国民健康保険被保険者及びその世帯主の方は、収入の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告をしてください。

令和 8 年度の軽減判定所得基準額

均等割・平等割 の軽減割合	「世帯主（擬制世帯主を含む）」、「被保険者」、「特定同一世帯所属者（※）」 の前年総所得金額等の合計額
7 割	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5 割	43 万円 + 31 万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属数の数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2 割	43 万円 + 57 万円 × 被保険者数及び特定同一世帯所属数の数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

(※) 国保から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方

未就学児に係る均等割額の減額

子育て世帯の負担額軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額の 2 分の 1 を減額します。

なお、所得に応じた均等割軽減措置（7・5・2 割軽減）対象の未就学児の場合は、軽減適用後の残りの均等割額の 2 分の 1 を減額します。



国民健康保険税の 税率等が変わります

国民健康保険税は、病気やケガ等をした時に、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険の被保険者の皆さんに、公平・平等に負担していただくものです。

国民健康保険税の納税義務者は、被保険者がいる世帯の世帯主（※）となります。

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合（社会保険や後期高齢者医療保険の被保険者）でも、同一世帯内に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主の方が納税義務者（擬制世帯主）となります。



令和 8 年度国民健康保険税率等の変更点

POINT
1

「子ども・子育て支援納付金分」の新設

少子化対策や子育て世帯への支援（児童手当の拡充等）を社会全体で支えるための財源として、医療保険（国民健康保険等）の加入者すべての方に納付していただくことになります。



POINT
2

医療保険分の課税限度額を引き上げ

66 万円から 67 万円に引き上げられました。



POINT
3

資産割を廃止

被保険者の固定資産税に対して算出する「資産割」が廃止されました。



POINT
4

低所得者世帯に対する軽減判定基準の変更

「被保険者数＋特定同一世帯所属者の数」に乗すべき金額が、5 割軽減では 30.5 万円から 31 万円に、2 割軽減では 56 万円から 57 万円に引き上げられました。



算出のしくみ

国民健康保険税は、被保険者に対して 4 区分それぞれについて、課税限度額を上限に所得割等を算出・合算し、世帯で合計した金額が年間の保険税になります。

医療保険分

後期高齢者
支援金分

介護保険分
(40 歳以上 65 歳未満)

子ども・子育て
支援納付金分
(新設)

所得割額

被保険者の所得に対して算出
課税所得金額
(前年中の総所得金額 - 43 万円)
× 税率

均等割額

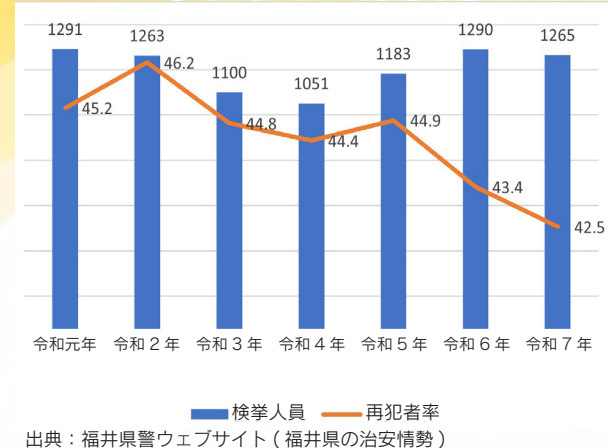
被保険者 1 名につき加算
被保険者数
× 均等割額

平等割額

1 世帯につき加算
1 世帯
× 平等割額

※被保険者の固定資産税に対して算出する資産割は廃止されました。

県内の検挙者数と再犯者率



令和7年の県内の刑法犯の検挙人員は1,265人で、このうち約半数が窃盗によるものです。殺人や強盗等の重要犯罪の検挙人員は21人、詐欺犯罪の検挙人員は70人で、年々増加傾向にあります。検挙された人のうち、再び罪を犯して検挙された人の割合は約43%で、横ばいが続いています。

犯罪や非行は、心理面や社会面等、さまざまな要因が重なって起こると考えられます。家族や地域とのつながりが薄く、孤立してしまうことも背景の一つです。再犯を防ぐためには、罪を犯した人を地域の中で孤立させず、立ち直りを支えることが重要です。犯罪や非行の防止と更生保護への理解を深め、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を目指しましょう。

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動とは

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

国内で検挙された人のうち

再犯者
約2人に1人



刑務所出所後5年以内に
再び罪を犯して
刑務所に戻る人の割合

約3人に1人



刑務所出所時に
住む場所が無い人の割合

約7人に1人



犯罪や非行に陥る人を減らすためには、仕事、住居、福祉等の地域に根ざした支援が必要とされています。またそれ以上に、過ちを犯した人を地域の中に受け入れ、見守り、支える、地域に暮らす人たちの温かいまなざしが重要です。

犯罪の無い安全で安心な明るい社会を実現するため、立ち直りを支援する輪を広げていくこと。これが社会を明るくする運動の目指す未来です。

7月は社会を明るくする運動強調月間です



↑ 隊員から啓発物品を受け取るあおなみ保育園の園児たち

7月2日に「社会を明るくする運動」キャラバン隊の出発式が町役場で開催されました。

出発式には、敦賀地区保護司会美浜支部や美浜地区更生保護女性会等で構成される社会を明るくする運動実施委員会の隊員から計11人が参加し、実施委員長の戸嶋町長から激励の挨拶がありました。

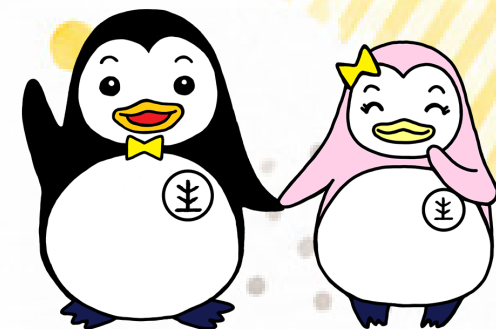
出発式終了後、隊員らは2班に分かれて町内の保育園や各小中学校、美方高校、嶺南東特別支援学校等を巡回し、啓発物品を手渡ししながら、犯罪や非行のない地域づくりを呼びかけていました。

※お問い合わせ先
町住民環境課 ☎32-6703

寄り添い、支える 更生保護を

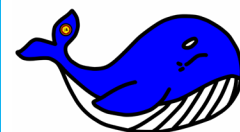
立ち直ろうとしている人が少しずつ社会の中で安心して暮らせるように、地域の理解と支えを受けながら、自立する力を育み、前向きな一歩を踏み出せるようサポートしていきます。

これを「更生保護」と呼びます。



立ち直りを支えるボランティア

更生保護は、地域の方々をはじめ、保護司や更生保護女性会といったボランティアが、立ち直りをめざす人に寄り添い、「信頼回復」と「安全な社会の実現」をめざして支える活動です。



保護司

敦賀地区保護司会美浜支部

支部長 熊谷 誓成 さん

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察を受けることになった人の生活を見守り、助言や指導を行います。

私はこれまでの活動を通じ、人が立ち直ることの難しさとその尊さを感じてきました。立ち直るためには本人の努力だけでなく、周囲の理解と支えが必要です。町には近所同士で声を掛け合う、温かい文化が根付いており、こうしたつながりが人を支える大切な力となっています。

今年の「社会を明るくする運動」では、「保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」が統一テーマです。

地域の皆様のご理解とご協力のもと、更生保護への関心を広げ、安心して暮らせる町づくりと一緒に目指しましょう。



更生保護女性会

美浜地区更生保護女性会

会長 橋本 千栄子 さん

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための活動、子育て支援活動等を行うボランティア団体です。

私たちは会員を対象とした研修会その他、地域の皆さんとミニ集会を開き、身近なことから「自分たちにできること」を考え、話し合う活動を行っています。

また、町内の保育園を訪問し、子どもたちとの交流を通して「明るく住みよいまちづくり」への思いを新たにしています。毎年、各家庭へお届けしている「社会を明るくする運動」の標語には、「明るく住みよいまちづくり」への思いが込められているので、ご家庭の目につく場所に掲示し、ご家族で話し合うきっかけにいただければ幸いです。

これからも、保護司の皆さんと力を合わせ、地域で支え合う「微助っ人（びすけつと）」を目指して活動していきます。



↓ 寸劇で認知症の方の接し方を学ぶ参加者



認知症への正しい理解
認知症サポーター養成講座

6月23日に、認知症サポーター養成講座がはあとぴあで開かれました。
この講座は、認知症の正しい知識の普及を目的に町健康福祉課が開催したもので、認知症の予防や認知症の方の接し方等について座学や寸劇が行われました。
参加者同士の意見交換では、認知症に対する考え方を共有し合い、今後の活動に役立てていました。

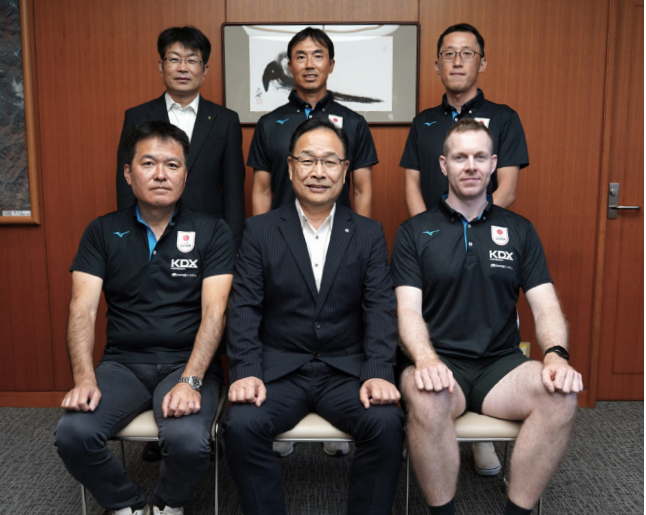
↓ 御神体を乗せた御神輿を担ぐ男衆



勇壮に夏を彩る
弁天祭

7月11日から12日にかけて、弁天祭が久々子で行われました。
当日は、男衆が宗像神社の御神体を乗せた神輿を担ぎ、色鮮やかなのぼりを立てた船に乗り込むと、笛や太鼓ではやしを奏でながら海に繰り出しました。
船上では、男衆が相撲を取って海へ落とし合い、祭りを盛り上げていました。

↓ 表敬訪問した森山本部長（前列左）とコーチ陣



高みを目指して
日本ローイング協会表敬訪問

7月10日に、(公社)日本ローイング協会が戸嶋町長を表敬訪問しました。
当日は、新体制発足に伴い森山修強化本部長とコーチ陣が訪れ、戸嶋町長から激励の言葉が贈られたほか、懇談が行われました。
森山強化本部長は「新体制の下で選手一人一人の力を引き出し、結果につなげていきたい」と話されていました。

↓ 生徒から美浜の魅力について質問を受けるこにお氏



ふるさとの魅力発見
美浜西小学校PTA教育講演会

7月15日に、美浜西小学校PTA主催の教育講演会が同小学校で開かれました。
この講演会は、児童やその保護者の方に美浜の良さを再発見してもらうこと等を目的に、お笑い芸人の飯めしあがれこにお氏を講師に招いて行われたものです。
講演で、こにお氏は「探究活動等を通して町の魅力を発見し、多くの人に波及してほしい」と話されていました。

↓ 海水浴場の千客万来と安全を祈願する関係者たち



町内海水浴場の千客万来と安全を祈願
浜開き式

7月1日に、(一社)若狭美浜観光協会による浜開き式が、美浜町菅浜海の暮らし館等で行われました。
式には、町や警察、消防、海上保安庁の関係者等が出席し、玉串を奉納後、テープカットとお神酒・花束・スイカの投海が行われました。
廣瀬信一観光協会会長は「関係者が連携を深め、お客様に対価以上のサービスを提供したい」と話されていました。

↓ 三方五湖のポテンシャルについて語る溝畑氏



世界に選ばれる三方五湖を目指して
三方五湖ミライ会議

6月14日に、三方五湖広域観光協議会主催の「三方五湖ミライ会議」がなびあすで開かれました。
この会議は、地域の魅力を再発見することを目的として、講師の溝畑宏氏が「世界に選ばれる地域づくり」をテーマに、未来志向の地域づくりについて講演しました。
来場者は、地域が持つ価値を見つめ直し、それを磨いていくことが地域の発展につながることを学びました。

↓ 各班に分かれて避難所運営について意見交換を行う参加者たち



有事に備えて
早瀬区自主防災会 防災訓練

6月21日に、早瀬区自主防災会による防災訓練が早瀬観光センターで行われました。
訓練では、区民の防災意識向上を図るため、災害図上訓練(DIG)を用いて、災害発生時を想定した避難所運営訓練を実施しました。
参加者は、訓練を通じて防災に関する知識と応急対応における共助の重要性を再認識していました。



まちウォッチング
atching



↑ 菅浜海水浴場で行われたテープカット